

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「〇〇児童相談所が保有する〇〇〇〇の健康保険証を〇〇〇〇入所に必要な書類として私に提出を依頼した経緯」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成24年9月19日付けで行った部分開示決定は、別表1に掲げる部分を開示し、別表2に掲げる部分は本件開示請求の対象とした上で開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所を担当課所とする本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで保有個人情報の開示決定を行ったところ、申立人から保有個人情報の特定について疑義が呈されたため、平成24年9月19日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を追加で行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成24年10月19日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年12月18日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年1月25日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不服申立人は、本件処分の決定通知書の不開示理由には、①「適切な遂行」であること、②「支障」の程度、③「おそれ」程度、について記載がない旨主張する。

しかし、上記①については、児童虐待防止法（昭和8年法律第40号）第8条及び第9条に定める調査において必要な情報を収集することは、法令に基づくものである以上、当然に適正な職務の遂行であると判断したものである。また、上記②については、開示を前提とすると率直な記載ができなくなり、そうすると児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保が著しく困難となることから、実質的な支障が認められると判断したものである。さらに、上記③については、開示を前提とすると率直な記載ができなくなるおそれ強いことから、法的保護に値する蓋然性が認められると判断したものである。

- (2) 上記判断を前提として、本件処分の決定通知書の不開示理由には、拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るよう記載したものである。

なお、申立人の主張する理由説明書は、不開示理由を審査会に対して説明するために提出した文書であり、本件処分の不開示理由を追加するものではない。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、児童相談所が申立人の子である〇〇〇〇（以下「児童A」という。）の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇施設「〇〇〇〇」入所に必要な書類として申立人に健康保険証の提出を依頼した経緯に関する記録であり、具体的には、児童Aに係る取扱経過記録及び調査面接記録に記載された申立人の個人情報である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報

について開示を求めていると解されるので、以下、不開示部分の条例第17条第7号該当性及び対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、検討する。

(2) 不開示部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報には、児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

ウ 本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表1に掲げる部分については、実施機関内部での一般的な事務手続や決裁に関する情報であると認められ、これを開示しても実施機関の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第7号の不開示情報に該当しないから、開示すべきである。

エ ところで、児童相談所は、児童福祉法に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（同法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表1に掲げる部分を除い

た部分を開示すると、今後、〇〇児童相談所職員が開示されることをおそれて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、不開示とされた部分を開示すると、実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表1に掲げる部分を除いた部分は条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

(3) 対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について

ア 対象外部分のうち別表2に掲げる部分については、〇〇児童相談所が児童Aの〇〇〇〇〇〇〇〇〇施設「〇〇〇〇」入所に必要な書類として申立人に健康保険証の提出を依頼した経緯に関する記載があり、本件開示請求の対象となる保有個人情報と認められ、不開示事由に該当する部分はないため開示すべきである。

イ 対象外部分のうち別表2に掲げる部分を除いた部分については、〇〇児童相談所が児童Aの〇〇〇〇〇〇〇〇〇施設「〇〇〇〇」入所に必要な書類として申立人に健康保険証の提出を依頼した経緯に関する記載はなく、本件開示請求の対象となる保有個人情報とは認められない。

(4) その他

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、答申第91号（諮問第75号）においては申立人の〇〇児童相談所を担当課所とする「児童相談所における〇〇〇〇のすべて」という開示請求に対する判断をしているので、〇〇児童相談所における申立人に関する情報としては対象保有個人情報のうち最大限の開示がされていると解される。本件対象保有個人情報は答申第91号における保有個人情報に含まれているのであるから、本件のような開示請求をしたとしても答申第91号で開示すべきとされた部分を超えて開示すべきという判断はあり得ない。当審査会としては、このように同じ対象保有個人情報について開示請求を繰り返す行為は、場合によっては権利の濫用となることもあると考える。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年12月18日	諮問を受ける（諮問第85号）
平成24年12月18日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年 1月28日	申立人から意見書を受理
平成26年 1月23日	審議
平成26年 3月 7日	審議
平成26年 5月16日	審議
平成26年 9月30日	審議
平成26年11月28日	審議
平成27年 1月20日	審議
平成27年 2月27日	答申

別表1

(省略)

別表2

(省略)